

平塚市青少年指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市青少年指導員（以下「青少年指導員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、地域における青少年の自発的活動及び育成組織活動を推進し、青少年の健全な育成を図るため、青少年指導員を置く。

(職務)

第3条 青少年指導員は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 青少年の育成に関係のある機関、団体及び指導者等との連携を密にし、諸活動を推進するとともに団体等が行う行事又は事業に協力すること。
- (2) 青少年団体の指導及び組織化を促進すること。
- (3) 青少年の諸問題の相談相手となり、その指導、助言を行うこと。
- (4) 社会環境の整備及び浄化活動を行うこと。
- (5) その他青少年の健全な育成に関すること。

(委嘱)

第4条 青少年指導員は、333人以内とし、市内に居住し、原則として25歳以上で、青少年の育成及び指導について深い理解と愛情をもち、育成活動に熱意を有する者のうちから自治会長又は町内会長の推薦を得て市長が委嘱する。

(任期)

第5条 青少年指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 青少年指導員が欠けた場合における後任の青少年指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(援助)

第6条 市長は、青少年指導員が常にその職務を行うのに必要な知識及び技術を習得できるように援助するものとする。

(報酬等)

第7条 青少年指導員には、予算の範囲以内で報酬及び旅費を支給する。

(地区協議会)

第8条 青少年指導員は、各地区ごとに地区協議会を設置する。この地区は、原則として小学校通学区域とする。

2 地区協議会は地区協議会長を選出する。

3 地区協議会長は地区協議会を代表し、他の地区協議会その他地区関係諸団体との連携にあたる。

(連絡協議会)

第9条 平塚市に平塚市青少年指導員連絡協議会を設置する。この会の構成、役員、運営等については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 平塚市青少年指導員設置要綱（昭和43年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に旧要綱の規定により市長に対してなされている推薦は、この要綱の相当の規定により市長に対してなされた推薦とみなす。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平塚市青少年環境浄化員設置要綱（平成4年4月1日施行。）は、廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に市長に対してなされている推薦は、この要綱の相当の規定により市長に対してなされた推薦とみなす。